

船舶インシデント調査報告書

令和2年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和元年8月28日 16時31分ごろ
発生場所	愛媛県西条市西条港 西条港導灯（前灯）から真方位337° 1,100m付近 （概位 北緯33° 56.3′ 東経133° 10.2′）
インシデントの概要	貨物船萬洋丸は、港内に至る水路を航行中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和元年10月31日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 萬洋丸、749トン
船舶番号、船舶所有者等	142579、大栄海運有限公司
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約63cm（西条）
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、空船で、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、船長が目視のみで見張りに当たり、北東風が吹いていたので、西条港の港内に至る水路（以下「本件水路」という。）の東側寄りを約6ノットの対地速力で航行していたところ、浅所に座洲した。</p> <p>本船は、直ちに主機を停止し、左舷錨を投錨した後、船長が満ち潮に伴い船体が揺れ始めたので抜錨し、自力で航行を再開した。</p> <p>本船の喫水は、船首が約1.8m、船尾が約4.0mであった。</p> <p>船長は、本件水路を約10回航行した経験があり、本件水路が西条港第1号灯浮標、西条港第2号灯浮標及び西条港導灯により表示され、本件水路の東側及び西側には浅所が存在することを知っていたが、本インシデント時、目視のみで浅所を避けて航行できると思っていた。</p>
分析	本船は、本件水路を航行する際、船長が、本件水路の東側に浅所が存在することは知っていたものの、北東風を考慮して目視のみで本件水路の東側寄りを航行したことから、浅所に座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、本件水路を航行する際、船長が、本件水路の東側に浅所が存在することは知っていたものの、北東風を考慮して目視のみで本件水路の東側寄りを航行したため、浅所に座洲したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、慣れた海域であっても、浅所の存在する水路を航行する場合、目視だけでなく航海計器を活用して船位を確認しながら航行すること。
--------------	--